

株 主 各 位

東京都港区南青山一丁目3番3号
ヒューマン・アソシエイツ・ホールディングス株式会社
代表取締役社長 渡 部 昭 彦

第30回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第30回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年6月26日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月27日（木曜日）午後2時（受付開始 午後1時30分）
 2. 場 所 東京都渋谷区渋谷一丁目9番8号
朝日生命宮益坂ビル5階「渋谷サンスカイルーム」会議室4A
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第30期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第30期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|--------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第6号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 |
| 第7号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 |
| 第8号議案 | 募集新株予約権の発行に関する件 |
| 第9号議案 | 監査等委員でない取締役に対し報酬として新株予約権を付与する件 |

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合には、議決権を有する株主に委任する場合に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- ◎次の事項は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.humanassociates.com/Portals/0/ir/meeting.html>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
 - ①新株予約権等の状況 ②連結計算書類の連結注記表 ③計算書類の個別注記表したがいまして、本招集ご通知提供書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人又は監査役が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の内容について、株主総会の前日まで修正すべき事情が生じた場合には、当社ウェブサイト (<https://www.humanassociates.com/Portals/0/ir/meeting.html>) において、掲載することによりお知らせいたします。
- ◎株主総会にご出席の株主の皆さまへのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、企業収益の改善や雇用・所得環境の改善、設備投資の増加などを背景に、緩やかな景気回復基調が続く一方、賃金の伸び悩みから個人消費には力強さは見られず、景気の回復を実感できない状況で推移いたしました。また、米中間の貿易摩擦の激化が世界経済に与える影響等もあり、依然として景気の先行きは不透明な状況が続いております。

このような経済環境の中、人材紹介事業については、国内の雇用情勢は依然として企業の求人意欲が衰えず、厚生労働省が発表する有効求人倍率は、2019年3月時点で1.63倍という高水準を維持しております（「一般職業紹介状況（2019年3月分）について」厚生労働省調べ）。しかし一方で、2019年3月の日銀短観では、大企業・製造業の景況感が前回2018年12月の調査から大きく後退し、先行きへの注意を喚起する結果となりました。

一方、メンタルヘルスケア事業においては、各企業における改正労働安全衛生法に基づく3回目のストレスチェック実施を見据え、顧客基盤の一層の拡充に取り組むと同時に、企業側のメンタルヘルスへの関心の高まりとそれに伴うニーズの高度化等に対処すべく、「ストレスチェック」、「組織分析」及び各々のフォローアップサービスの高度化及び強化に注力いたしました。

この結果、当連結会計年度における当社グループの売上高は1,883,153千円（前連結会計年度比3.3%減）となりました。営業利益及び経常利益は売上減少による影響及びガバナンス強化のための全社費用の増加の影響により、それぞれ147,517千円（同42.3%減）、148,188千円（同42.5%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は人材紹介事業に係るのれんの減損損失を計上したものの、本社移転に係る移転補償金の計上等により、182,648千円（同3.7%増）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

イ. 人材紹介事業

人材紹介事業につきましては、事業基盤の強化を目指し、コンサルタントの積極的な採用を推し進め、当連結会計年度においては、コンサルタントが3社合計で11名増加し、2019年3月期末では人材紹介事業全体で69名の体制となりました。また、地域拡大を図るべく、株式会社A・ヒューマンの大阪支店を2019年3月に開設いたしました。しかし、いずれも当連結会計年度の業績には寄与せず、この結果、売上高は1,014,118千円（前連結会計年度比9.6%減）、セグメント利益は143,065千円（同34.6%減）となりました。

ロ. メンタルヘルスケア事業

メンタルヘルスケア事業につきましては、EAP契約の安定的な維持・獲得に加え、ストレスチェックの法制化3年目におけるストレスチェック後のフォローアップサービスを含む当社グループの商品提供力が評価され、売上高は869,035千円（前連結会計年度比5.1%増）、セグメント利益は260,297千円（同6.1%増）となりました。

セグメント別売上高

事業区分	第29期 (2018年3月期) (前連結会計年度)		第30期 (2019年3月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
人材紹介事業	1,121,428千円	57.6%	1,014,118千円	53.9%	△107,310千円	△9.6%
メンタルヘルスケア事業	826,714	42.4	869,035	46.1	42,321	5.1
合計	1,948,142	100.0	1,883,153	100.0	△64,989	△3.3

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は165,850千円であります。

その主なものは、当社の本社移転に係る設備等の取得（13,266千円）、人材紹介事業における本社移転に係る設備等の取得（64,380千円）、人材紹介事業における大阪支店新設に係る設備等の取得（3,296千円）、メンタルヘルスケア事業における本社移転に係る設備等の取得（63,544千円）、及びメンタルヘルスケア事業におけるシステム開発（19,870千円）であります。

③ 資金調達の状況

当社は、2018年4月10日に東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。当社は、市場に当たり、新株式の発行及び自己株式の処分による株式売出しを行い、それぞれ182,988千円及び47,361千円の資金調達を行いました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 27 期 (2016年3月期)	第 28 期 (2017年3月期)	第 29 期 (2018年3月期)	第 30 期 (当連結会計年度 (2019年3月期))
売上高(千円)	1,542,149	1,675,937	1,948,142	1,883,153
経常利益(千円)	195,243	229,409	257,941	148,188
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	103,482	113,329	176,094	182,648
1株当たり当期純利益(円)	37.88	41.47	64.32	61.56
総資産(千円)	867,927	1,025,034	1,063,809	1,710,421
純資産(千円)	449,195	534,140	676,968	1,051,184
1株当たり純資産(円)	164.42	195.08	247.25	352.20

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は2015年12月10日付で、株式1株につき1,000株の、また2018年1月1日付で、株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第27期(2016年3月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ヒューマン・フロンティア株式会社	40,000千円	100.0%	メンタルヘルスケア、ストレスチェック、企業向け各種研修事業
株式会社A・ヒューマン	30,000	100.0	ミドル・エグゼクティブ層を中心とした人材紹介事業
AIMSインターナショナルジャパン株式会社	20,000	100.0	経営層、シニアマネジメント層、上級専門職に特化した人材紹介事業
Optia Partners株式会社	10,000	100.0	国際人材を主体とした人材紹介事業

(4) 対処すべき課題

足元では企業収益及び雇用・所得環境の改善を背景に国内景気は緩やかな回復が続いておりますが、2019年10月に控えた消費税増税に加え、米中の貿易摩擦問題や英国のEU離脱問題、さらには新興国経済の減速をはじめとする海外経済の不確実性等の影響も考えられることから、景気の先行きには慎重な見方が必要な状況となっております。

また、雇用情勢につきましては、現状国内における幅広い分野で人手不足が深刻化する中、2019年4月に施行された働き方改革関連法により残業時間の上限規制が導入されたことで、ITの活用等による生産性向上や助成及びシニアの活用等による労働力確保に向けた取り組みが進められているものの、引き続き企業の人手不足に大きな改革は見込まれないものと想定されます。

このような状況の下、対処すべき課題を以下のように考えております。

① 営業体制の強化

イ. 人材紹介事業

人材紹介事業におきましては、既存領域の強化を図るとともに、専門職種マーケットの開拓及び地域の拡大を進めてまいります。また、競合企業に加え、求人検索エンジン等の新たな求人サービスの参入もあり、登録者獲得競争はさらに激しさを増していくことが予想されますが、コンサルタントの積極的採用活動及び人材育成に注力し、個々のスキルアップを図ることでコンサルタント一人当たりの生産性の向上を図るとともに、高年収層（エグゼクティブ）の求人案件をより多く獲得すると同時に、優秀な求職者の確保を図ることにより、成約単価の向上を実現し、業績の拡大と安定化を目指してまいります。

また、登録者（求職者）の利便性を高めるため、候補者登録サイトやHP等の自社チャネルのシステム改善のための投資を継続的に行い、検索数の増加を図り登録者への高付加価値ソリューションの提供及び業務の効率化を図ってまいります。また、登録者数の拡大による基盤強化により、求人企業との関係を強化してまいります。

さらに、2019年3月に新設した大阪支店に人的資源を注入し、経営資源の有効的な活用を図り、地域拡大に努めてまいります。

ロ. メンタルヘルスケア事業

メンタルヘルスケア事業におきましては、労働安全衛生法の改正に伴い、従業員50名以上の事業所で、労働者に対するストレスチェックが義務化されるなど、マーケットの拡大が期待される一方、新規参入事業者も含め競争が激化することが見込まれていることから、当社グループは、下記の施策を実行することで競合他社との差別化を確保しつつ、シェアを拡大していくことが重要な課題と考えております。なお、今後の事業拡大については、自社での対応だけにとらわれず、戦略的M&Aなど柔軟かつスピーディに対応することも検討してまいります。

- 1) ストレスチェックの結果を受けた組織改善等のフォローアップサービスの強化
- 2) 全国を一律及び均質にカバーするカウンセリング体制の維持構築及び更なる充実
- 3) EAPとストレスチェックのシナジーの追求
- 4) 退職者及び復職者へのきめ細かい支援サービスの提供
- 5) 多種多様な研修の充実

上記施策を実行する上で、サービスの品質保証と顧客満足度の向上を目的に品質マネジメントシステムの国際規格「ISO9001」の認証を取得しております。

また、現在、メンタルヘルスケア事業は東京に本社を置くとともに、大阪に支店を設置し全国の企業を対象に営業活動を行っており、当連結会計年度においては、東京本社だけでなく、大阪支店の拡充も図ってまいりました。引き続き、注力地域の選別を図り、地域拡大に努めてまいります。

さらに、ストレスチェックシステム利用者の更なる利便性向上を図るため、自社開発のストレスチェックシステムへの継続的なシステム投資を行ってまいります。

② 人材の確保及び育成

当社グループでは、質の高い人材サービスの提供を維持しつつ、今後の売上高増加に向けて、さらに強固な営業体制を構築し、取引社数の増加を目指してまいります。また、営業体制だけでなく、業容の拡大に伴い、引き続き積極的な採用活動を行い、マネジメント体制を強化することで組織力の強化に取り組んでまいります。これにより、適切な管理体制の構築と意思決定のスピードを向上させるとともに、ビジネスプロセス、意思決定プロセスの改善を積極的に実施してまいります。

ビジネスに直結するシステムインフラ、制度、運営ルールの明確化に加え、コンサルタント業務に対する適切なサポート体制を構築する事により、コンサルタント個人に偏重することなく組織的な運営とすることで、会社への帰属意識を高め更なる従業員定着率を高めてまいります。

さらに、内部統制システムをより一層強化し、コンプライアンスの充実を含め、取り組むべき課題を迅速に発見するとともに、今後も信頼性のある財務報告を行うことが不可欠であると考えております。今後も継続的な従業員教育を実施することにより、管理部門の能力開発に努め、法令遵守をはじめとする規範の厳守を徹底するためのより強固な管理体制、教育体制を構築してまいります。

③ 新規事業の実現

当社グループは、企業で働く人材の価値向上を実現するため、企業に対して高付加価値な人事機能サービスを一括して提供する、ソリューション提供型人材サービスの「ワンストップショッピング」を実現することをグループ方針としております。そのため、事業規模の拡大と収益源の多様化を実現するために、当社グループの現在の事業領域であります人材紹介事業及びメンタルヘルスケア事業以外の人材ビジネスにおいても、自社での対応だけにとらわれず、戦略的M&Aなど柔軟かつスピーディに対応することも視野にいれて既存ビジネスとのシナジー追求に向けた新規事業の創出に取り組んでまいります。具体的には、人材紹介事業で培った企業の経営層等とのリレーションシップ、経営上の問題点の発見及び経営組織レベルの人事サービスノウハウの蓄積並びにメンタルヘルスケア事業で培った組織分析による組織全体の問題点の発見等とノウハウの活用が期待できる経営層・管理職等を中心とした人材の能力・適性の評価による人材ROI（注）の向上のためのサービス等を提供するアセスメント事業や経営層等の能力向上のための教育及び経営層等の経営意識の改革等のためのサービスを提供するコーチング事業等の新規事業を実現し、新たな価値を生むための取り組みを積極的に展開してまいります。

（注）人材ROIとは、人材育成をコストではなく投資と捉え、人材育成に投資した研修等の費用とそれにより得られた効果を測る指標となります。

④ 情報管理体制の強化

当社グループは、人材紹介事業及びメンタルヘルスケア事業を行っており、多数の個人情報
を有しているため、情報管理が最重要課題の1つであると認識しております。人材紹介会社
においては、全社において、個人情報に関するシステム管理を徹底しておりますが、特に株式
会社A・ヒューマンは、公益社団法人全国民営職業紹介事業協会から事業運営、コンプライ
アンス体制等に優れた人材紹介会社に対する民間職業紹介認定の職業紹介優良事業者として認定
を受けております。

メンタルヘルスケア事業会社であるヒューマン・フロンティア株式会社においては、2016
年より、プライバシーマークを取得し、その制度に適合した個人情報保護マネジメントシステ
ムを構築し運用しております。

今後も、社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育の実施、セキュリティシステムへの投資
等により、情報管理体制の維持及び強化を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

事業区分	事業内容
人材紹介事業	求人企業に対する、上位職階、グローバル人材等に注力した候補者(求職者)の紹介
メンタルヘルスケア事業	メンタルヘルスケア、ストレスチェック及びその後のフォローアップサービス、その他企業向け各種研修等

(6) 主要な営業所及び工場 (2019年3月31日現在)

① 当社

本	社	東京都港区
---	---	-------

(注) 当社は、2019年4月1日付をもって、本社を東京都港区南青山一丁目3番3号に移転いた
しました。

② 子会社

ヒューマン・フロンティア株式会社	東京都港区
株式会社A・ヒューマン	東京都港区
AIMSインターナショナルジャパン株式会社	東京都港区
Optia Partners株式会社	東京都港区

(7) 使用人の状況 (2019年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
人材紹介事業	66 (7) 名	11名増 (1名増)
メンタルヘルスケア事業	31 (1)	2名増 (0名増)
全社 (共通)	19 (1)	3名増 (1名増)
合計	116 (9)	16名増 (2名増)

(注) 使用人数は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。) であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
19名 (1名)	3名増 (1名増)	46.3歳	3.1年

(注) 使用人数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社きらぼし銀行	675千円
株式会社日本政策金融公庫	396

(注) 株式会社東京都民銀行は、2018年5月1日付で株式会社八千代銀行及び株式会社新銀行東京と合併し、商号を株式会社きらぼし銀行に変更いたしました。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

I サイコム・ブレインズ株式会社の株式取得及び株式交換契約の締結による完全子会社化

当社は、2019年5月14日開催の取締役会において、サイコム・ブレインズ株式会社（以下、「サイコム・ブレインズ」といいます）の発行済株式の一部取得により（以下、「本株式取得」といいます）子会社化し、その後、当社を株式交換完全親会社、サイコム・ブレインズを株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といい、「本株式取得」と併せて「本件統合」と総称します）を行うことを決議し、同日付で株式譲渡契約及び株式交換契約を締結いたしました。

なお、本株式交換は、サイコム・ブレインズにおける2019年5月30日開催予定の臨時株主総会での本株式交換の承認を条件としております。また、当社は会社法第796条第2項の規定により、本株式交換を、当社の株主総会の承認を得ることなく簡易株式交換として行う予定です。

1. 本件統合の目的

当社グループはこれまで「人材紹介事業」及び「メンタルヘルスケア事業」を通じて「企業における人材価値向上」を図ることをミッションにしており、今後は当該ミッションをより一層拡大するうえで、既存事業に限らず、人材サービスを展開してまいります。

サイコム・ブレインズは、顧客企業の人と組織に関する課題を的確に把握したうえで、個社別にカスタマイズしたプログラム策定に定評のある企業向け研修サービス提供会社です。集合研修を中核に置きながらアセスメント、映像コンテンツ配信、マイクロラーニング等を組み合わせることで効果の最大化を図っており、経営リーダー育成、イノベーション、営業組織の強化、ダイバーシティ、グローバル人材育成、アジア諸国における社員教育、異文化マネジメント等に強みを有しています。

双方のサービスをお互いの顧客企業に展開すること等によるシナジー効果により、双方の顧客企業の人材価値向上にさらに貢献していくことが出来ると考え、本件統合を決定いたしました。

2. 本件統合の方法

当社は、サイコム・ブレインズの発行済株式942株のうち、668株を2019年5月31日に株式譲渡により取得し、残りの274株を2019年7月1日に株式交換により全て取得し、完全子会社化する予定であります。

サイコム・ブレインズの発行済株式全株を譲渡により取得せずに、274株を株式交換により取得することといたしましたのは、①当社の資金負担を軽減する、②株式交換により当社の株式を取得する西田氏、鳥居氏、岡本氏、川口氏の4名はサイコム・ブレインズの取締役としての職務を継続するため、企業価値の向上に努めるインセンティブとなる、ことを意図したためであります。なお、サイコム・ブレインズ代表取締役社長の西田氏は、2019年6月27日開催予定の当社第30回定時株主総会に付議する取締役選任議案において、取締役候補者とすることを予定しております。

3. 本株式取得の概要

(1) 本株式取得の日程

株式取得承認決議取締役会	2019年5月14日
株式譲渡契約締結日	2019年5月14日
株式取得完了日	2019年5月31日

(2) 本株式取得の相手先の名称

被取得企業の経営者及びその他の株主

(3) 取得株式数、取得価額及び取得前後の所有株式の状況

① 異動前の所有株式数	－株（議決権の数：－個）（議決権所有割合：－％）
② 取得株式数	668株（議決権の数：668個）
③ 取得価額	サイコム・ブレインズの普通株式 （1株当たり価格802千円×668株） 536,102千円 アドバイザー費用等（概算額） 10,000千円 合計（概算額） 546,102千円
④ 異動後の所有株式数	668株（議決権の数：668個）（議決権所有割合70.9％）

(4) 支払資金の調達方法及び支払方法

自己資金及び金融機関からの借入により充当する予定です。

4. 本株式交換の概要

(1) 本株式交換の日程

株式交換決議取締役会（両社）	2019年5月14日
株式交換契約締結（両社）	2019年5月14日
株式交換効力発生日	2019年7月1日（予定）

(2) 本株式交換の方式

本株式交換は、当社を株式交換完全親会社とし、サイコム・ブレインズを株式交換完全子会社とする株式交換となります。当社は、会社法第796条第2項の規定に基づき、簡易株式交換の手続により、株主総会の決議による承認を受けずに本株式交換を行う予定です。サイコム・ブレインズは、2019年5月30日開催予定の臨時株主総会の決議による承認を受けた上で本株式交換を行う予定です。

(3) 本株式交換に係る割当の内容

本株式交換においては、当社は、本株式交換により当社がサイコム・ブレインズの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」といいます）に、サイコム・ブレインズの株主名簿に記載又は記録されたサイコム・ブレインズの株主のうち当社を除く株主に対し、サイコム・ブレインズの普通株式に代わり、その所有するサイコム・ブレインズ普通株式の数に、以下の算式により算出される株式交換比率を乗じて得た数の当社の普通株式を交付する予定です。

会社名	ヒューマン・アソシエイツ・ホールディングス株式会社 (株式交換完全親会社)	サイコム・ブレインズ株式会社 (株式交換完全子会社)
株式交換に係る割当の内容	1	829.1
株式交換により発行する新株式	普通株式：227,173株	

(注) 1. サイコム・ブレインズの普通株式1株につき、当社の普通株式829.1株を割当・交付いたします。ただし、効力発生日（2019年7月1日予定）の直前時点において当社が保有するサイコム・ブレインズ普通株式については、本株式交換による株式の割当交付は行いません。

(注) 2. 1株に満たない端数の処理

本株式交換により割当・交付する当社株式の数に1株に満たない端数がある場合には、当社は、会社法第234条その他関係法令の規定に従い処理いたします。

(注) 3. 株式交換比率は小数点第1位まで算出し、その小数点第2位を四捨五入いたしません。

(4) 株式交換比率の算定方法

当社は、株式交換比率の検討に際し、その公平性・妥当性を確保するため、当社及びサイコム・ブレインズから独立した第三者機関であるダフ・アンド・フェルプス株式会社に、サイコム・ブレインズの株式価値の算定を依頼し、サイコム・ブレインズの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、本株式交換の当事者間で慎重に協議・交渉を重ねました。その結果、当社は本株式取得と本株式交換のいずれについてもサイコム・ブレインズ普通株式の1株当たりの価額を802千円とすることに決定いたしました。

5. 当該組織再編の当事会社の概要

区分	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
(1) 名称	ヒューマン・アソシエイツ・ホールディングス株式会社	サイコム・ブレインズ株式会社
(2) 所在地	東京都港区南青山一丁目3番3号	東京都千代田区外神田一丁目18番13号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 渡部 昭彦	代表取締役社長 西田 忠康
(4) 事業内容	メンタルヘルスケア事業及び人材紹介事業を行う子会社及びグループ会社の経営管理並びにこれらに付帯する業務	国内外における研修の企画・運営・実施、公開講座、アセスメント、新興国体験、オンライン教育事業、映像メディア制作事業、電子商取引事業、経営アカデミー運営
(5) 資本金	168百万円 (2019年3月31日現在)	64百万円 (2019年3月31日現在)

Ⅱ 公募による新株式の発行及び自己株式の処分

当社は、2018年4月10日に東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。当社は、上場に当たり2018年3月7日及び2018年3月22日開催の取締役会において、下記のとおり新株式の発行及び自己株式の処分について決議を行い、2018年4月9日に払込が完了いたしました。

(1) 新株式の発行

- ① 募集方法：一般募集（ブックビルディング方式による募集）
- ② 発行する株式の種類及び数：普通株式 170,000株
- ③ 発行価格：1株につき 1,170円
一般募集はこの価格にて行いました。
- ④ 引受価額：1株につき 1,076.40円
この価額は当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受取った金額であります。
なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- ⑤ 払込金額：1株につき 884円
この金額は会社法上の払込金額であり、2018年3月22日開催の取締役会において決定された金額であります。
- ⑥ 資本組入額：1株につき 538.20円
- ⑦ 発行価額の総額： 150,280千円
- ⑧ 資本組入額の総額： 91,494千円
- ⑨ 払込金額の総額： 182,988千円
- ⑩ 払込期日：2018年4月9日
- ⑪ 資金の使途：1) 人材紹介事業において、候補者の利便性向上を目的とした候補者獲得のための自社チャネルの確立及び情報セキュリティ強化を目的とした販売システム内製化のためのシステム開発に係る投資資金
2) メンタルヘルスケア事業において、利用者の利便性向上を目的としたストレスチェックシステムの全面改修に係るシステム投資資金
3) メンタルヘルスケア事業における、新規顧客開拓を目的とした拠点展開のため、大阪支店の増設及び名古屋支店の新設に係る設備投資資金
4) 人材紹介事業における、新規顧客開拓を目的とした拠点展開のため、大阪支店の新設に係る設備投資資金
5) 事業拡大に伴う人員増加に対応するための本社移転に係る設備投資資金

(2) 自己株式の処分

- ① 募集方法：一般募集（ブックビルディング方式による募集）
- ② 処分する株式の種類及び数：普通株式 44,000株
- ③ 処分価格：1株につき 1,170円
一般募集はこの価格にて行いました。
- ④ 引受価額：1株につき 1,076.40円
この価額は当社が引受人より1株当たりの自己株式処分に対する払込金として受取った金額であります。
なお、処分価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- ⑤ 払込金額：1株につき 884円
この金額は会社法上の払込金額であり、2018年3月22日開催の取締役会において決定された金額であります。
- ⑥ 処分価額の総額： 38,896千円
- ⑦ 払込金額の総額： 47,361千円
- ⑧ 払込期日：2018年4月9日
- ⑨ 資金の用途：「(1) 新株式の発行 ⑩ 資金の用途」に記載の内容と同様であるため、記載を省略いたします。

Ⅲ 本店（本社）の移転

当社は、2019年4月1日付をもって、本店（本社）を東京都港区南青山一丁目3番3号に移転いたしました。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2019年3月31日現在)

- | | |
|------------|----------------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 11,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 2,984,680株 (うち、自己株式の数 42株) |
| ③ 株主数 | 2,421名 |
| ④ 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
大和PIパートナーズ株式会社	1,076千株	36.06%
渡部昭彦	446	14.94
神沢裕	220	7.37
株式会社森本本店	29	0.98
日本証券金融株式会社	26	0.88
岡本裕行	25	0.84
大和証券株式会社	24	0.82
阿部正之	20	0.67
大松尊	20	0.67
高橋英樹	20	0.67

(注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

2. 2018年4月10日付での東京証券取引所マザーズ市場への上場にあたり、公募による新株式の発行及び自己株式の処分に伴い、発行済株式の総数が170,000株増加するとともに、自己株式が44,000株減少しております。

3. 新株予約権の行使により、発行済株式の総数が32,680株増加しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2019年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	渡 部 昭 彦	AIMSインターナショナルジャパン株式会社 代表取締役
取 締 役	神 沢 裕	
取 締 役 C F O	古 屋 雄 一 郎	管理部長
取 締 役	中 山 淳	大和PIパートナーズ株式会社 プライベート・エクイティ部 副部長 アルメックスPE株式会社 取締役
取 締 役	星 文 雄	株式会社三井住友銀行 顧問 株式会社SDGs 社外取締役 株式会社サードウェーブ 社外取締役
常 勤 監 査 役	飼 沼 健	
監 査 役	大 久 保 寧	株式会社クインビーガーデン 取締役 株式会社トウチュウ 顧問 株式会社山本製作所 顧問
監 査 役	平 賀 敏 秋	北村・平賀法律事務所 パートナー ポラリス・キャピタル・グループ株式会社 社外取締役 日進工具株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役 星文雄氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 飼沼健氏及び監査役 平賀敏秋氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役 星文雄氏、監査役 飼沼健氏及び監査役 平賀敏秋氏の3氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	4名 (1)	41,175千円 (2,700)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	11,100 (8,850)
合 計 (うち社外役員)	7 (3)	52,275 (11,550)

(注) 1. 無報酬の取締役1名を除いております。

2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 取締役の報酬限度額は、2005年6月30日開催の第16回定時株主総会において、年額300百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。

4. 監査役の報酬限度額は、2005年6月30日開催の第16回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役 星文雄氏は、株式会社三井住友銀行の顧問、株式会社SDGsの社外取締役及び株式会社サードウェブの社外取締役であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役 平賀敏秋氏は、北村・平賀法律事務所のパートナー、ポラリス・キャピタル・グループ株式会社の社外取締役及び日進工具株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	出席状況及び発言状況
取締役 星 文 雄	当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
監査役 飼 沼 健	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、監査役会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
監査役 平 賀 敏 秋	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、監査役会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士としての専門的な知識及び豊富な経験と幅広い見識に基づき、ステークホルダーの期待に応えるという視点で適宜発言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

(注) 新日本有限責任監査法人は2018年7月1日付をもって名称をEY新日本有限責任監査法人に変更しております。

② 報酬等の額

区 分	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,000

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して株式上場に係るコンフォートレター作成業務の対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、ヒューマン・アソシエイツグループにおける企業倫理の確立並びに法令、定款及び社内規程の遵守の確保を目的として制定した「行動規範」を率先垂範するとともに、その周知徹底をはかり、これらの違反が判明した場合には、その原因を究明したうえで再発防止策を策定し、実行する。また、内部通報制度「内部通報ホットライン規程」の利用を促進する。

社会的責任、コンプライアンス及び企業防衛の観点から、反社会的勢力を断固として排除するとともに、反社会的勢力からの不当要求に対し、組織として毅然とした姿勢で対応し、拒絶の姿勢を堅持する。加えて、反社会的勢力との関係遮断を確実なものとするために、体制の整備、外部専門機関との連携強化をはかる。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理は、法令及び取締役会規則、情報管理その他社内規程に基づき、主管する部署が適切に実施し、必要に応じて見直し等を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

社内規程に基づき、ヒューマン・アソシエイツグループとして一貫した方針のもとに、予測可能な損失の危険は社内規程、マニュアルなどを整備し、その周知徹底を行うことにより、未然防止に努める。突発的かつ予測しえない事態の発生には、当社の代表取締役の指揮のもと対応する。経営上の重要なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会において報告する。内部監査部門は、ヒューマン・アソシエイツグループのリスク管理体制及びリスク管理の実施状況について監査を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役はその権限のもと、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程に基づき、効率的に会社経営にあたる。

取締役は、月1回以上開催される取締役会において職務の執行状況等について報告するとともに、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、問題の把握と改善に努める。

取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応するための経営体制を確保するため、取締役の任期を1年とする。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、ヒューマン・アソシエイツグループにおける経営の健全性及び効率性の向上をはかるため、各子会社について、取締役及び監査役を必要に応じて派遣するとともに、当社が定める「関係会社管理規程」において、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付ける。

当社の子会社の取締役は、月1回以上開催される取締役会において職務の執行状況等について報告するとともに、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、問題の把握と改善に努める。

当社グループのコンプライアンス関連規程を当社グループ全ての役職員に周知徹底する。

当社グループ各社に当社から監査役を派遣し、当該監査役は法令に従い監査を行う。

当社グループ各社に対し、内部監査部門による定期的な監査を実施する。

⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及び報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

- ⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、監査実施状況等について情報の交換及び協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社及びグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

② コンプライアンス

当社は、当社及びグループ各社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

また、当社は「内部通報ホットライン規程」により相談・通報体制を設けており、グループ各社にも開放することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ リスク管理体制

取締役会において、各部室及びグループ各社から報告されたリスクについて全社的な情報共有に努めております。

④ 内部監査

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社及びグループ各社の内部監査を実施いたします。

4. 会社の支配に関する基本方針

当社は現時点では、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましても、特に定めておりません。

一方で、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会的な動向も見極めつつ、今後も慎重に検討を行ってまいります。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,310,370	流 動 負 債	593,809
現金及び預金	808,602	1年内返済予定の長期借入金	1,071
売 掛 金	105,084	未 払 法 人 税 等	130,190
未収還付法人税等	10,544	未 払 消 費 税 等	9,437
未 収 入 金	363,140	返 金 引 当 金	3,201
そ の 他	23,269	未 払 金	325,646
貸 倒 引 当 金	△270	前 受 金	117,902
		そ の 他	6,359
固 定 資 産	400,051	固 定 負 債	65,427
有 形 固 定 資 産	213,635	繰 延 税 金 負 債	324
建 物 及 び 構 築 物	188,476	資 産 除 去 債 務	65,103
そ の 他	25,159	負 債 合 計	659,237
無 形 固 定 資 産	38,495	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	38,495	株 主 資 本	1,051,151
投 資 其 他 の 資 産	147,919	資 本 金	168,528
繰 延 税 金 資 産	34,709	資 本 剰 余 金	155,080
敷 金	112,898	利 益 剰 余 金	727,601
そ の 他	311	自 己 株 式	△59
資 産 合 計	1,710,421	その他の包括利益累計額	33
		その他有価証券評価差額金	33
		純 資 産 合 計	1,051,184
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	1,710,421

連結損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	1,883,153
売上原価	344,324
売上総利益	1,538,829
販売費及び一般管理費	1,391,311
営業利益	147,517
営業外収益	
助成金収入	2,400
その他	29
営業外費用	
支払利息	99
株式交付費	1,293
為替差損	364
その他	0
経常利益	148,188
特別利益	
移転補償金	302,346
特別損失	
減損損失	66,068
本社移転費用	13,956
税金等調整前当期純利益	370,508
法人税、住民税及び事業税	175,794
法人税等調整額	12,065
当期純利益	182,648
親会社株主に帰属する当期純利益	182,648

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					その他の包括利益 累計額		純 資 産 計
	資 本 金	資 剩 余 金	利 益 余 金	自 己 式 株	株 主 資 計	その他有価証券 評価差額金	その他の利益 包括利益累計額合計	
当連結会計年度 期首残高	70,000	11,306	597,768	△2,115	676,959	9	9	676,968
当連結会計年度 変動額								
新株の発行	98,528	98,528	-	-	197,056	-	-	197,056
剰余金の配当	-	-	△52,816	-	△52,816	-	-	△52,816
親会社株主に 帰属する 当期純利益	-	-	182,648	-	182,648	-	-	182,648
自己株式の 取	-	-	-	△59	△59	-	-	△59
自己株式の 処	-	45,245	-	2,115	47,361	-	-	47,361
株主資本以外の項 目の当連結会計年 度変動額(純額)	-	-	-	-	-	24	24	24
当連結会計年度 変動額合計	98,528	143,774	129,832	2,056	374,191	24	24	374,216
当 連 結 会 計 年 度 末 残 高	168,528	155,080	727,601	△59	1,051,151	33	33	1,051,184

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	739,351	流動負債	515,575
現金及び預金	176,450	1年内返済予定の長期借入金	675
前払費用	2,826	関係会社未払金	315,130
未収還付法人税等	10,544	未払金	186,121
未収入金	359,530	未払法人税等	7,939
関係会社立替金	181,398	未払消費税等	4,364
仮払金	8,600	預り金	1,343
固定資産	319,647	固定負債	6,579
有形固定資産	20,917	繰延税金負債	324
建物	18,071	資産除去債務	6,255
工具、器具及び備品	2,845	負債合計	522,155
投資その他の資産	298,730	(純資産の部)	
関係会社株式	165,760	株主資本	536,843
敷金	100,923	資本金	168,528
関係会社貸付金	80,000	資本剰余金	155,080
貸倒引当金	△47,953	資本準備金	99,278
		その他資本剰余金	55,802
		利益剰余金	213,293
		利益準備金	16,750
		その他利益剰余金	196,543
		繰越利益剰余金	196,543
		自己株式	△59
		純資産合計	536,843
資産合計	1,058,998	負債及び純資産合計	1,058,998

損 益 計 算 書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
営 業 収 益	372,372
売 上 総 利 益	372,372
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	247,243
営 業 利 益	125,129
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	1,182
そ の 他	21
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	66
株 式 交 付 費	1,293
そ の 他	0
経 常 利 益	124,973
特 別 利 益	
移 転 補 償 金	40,167
特 別 損 失	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	165,340
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	47,953
本 社 移 転 費 用	1,467
税 引 前 当 期 純 損 失	△49,620
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	16,568
法 人 税 等 調 整 額	2,697
当 期 純 損 失	△68,885

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本										純 資 産 計	
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自 株	己 式 株 資 合 主 本 計		
		資 準 備 金	そ の 他 資 剰 余 本 金	資 剰 余 本 金 計	利 準 備 金	益 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 剰 余 金 計				
当 期 首 残 高	70,000	750	10,556	11,306	16,750	318,245	334,995	△2,115	414,186	414,186		
当 期 変 動 額												
新 株 の 発 行	98,528	98,528	-	98,528	-	-	-	-	197,056	197,056		
剰 余 金 の 当 配	-	-	-	-	-	△52,816	△52,816	-	△52,816	△52,816		
当 期 純 損 失	-	-	-	-	-	△68,885	△68,885	-	△68,885	△68,885		
自 己 株 式 の 得 取	-	-	-	-	-	-	-	△59	△59	△59		
自 己 株 式 の 分 処	-	-	45,245	45,245	-	-	-	2,115	47,361	47,361		
当 期 変 動 額 計 当 合	98,528	98,528	45,245	143,774	-	△121,701	△121,701	2,056	122,657	122,657		
当 期 末 残 高	168,528	99,278	55,802	155,080	16,750	196,543	213,293	△59	536,843	536,843		

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月20日

ヒューマン・アソシエイツ・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊澤賢司	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長崎将彦	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ヒューマン・アソシエイツ・ホールディングス株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヒューマン・アソシエイツ・ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されている通り、会社は、2019年5月14日開催の取締役会において、サイコム・ブレインズ株式会社の発行済株式の一部取得により子会社化し、その後、会社を株式交換完全親会社、サイコム・ブレインズ株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式譲渡契約及び株式交換契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2019年5月20日

ヒューマン・アソシエイツ・ホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊 澤 賢 司	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長 崎 将 彦	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ヒューマン・アソシエイツ・ホールディングス株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されている通り、会社は、2019年5月14日開催の取締役会において、サイコム・ブレインズ株式会社の発行済株式の一部取得により子会社化し、その後、会社を株式交換完全親会社、サイコム・ブレインズ株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式譲渡契約及び株式交換契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第30期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役会及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月24日

ヒューマン・アソシエイツ・ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	飼 沼	健 ㊟
監査役	大久保	寧 ㊟
社外監査役	平 賀	敏 秋 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第30期の期末配当をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金18.36円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は54,797,954円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年6月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- ① 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- ② 資本政策及び配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を定款案第37条のとおり新設するものであります。
- ③ その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は以下のとおりであります（下線部分に変更箇所）。

なお、本議案における定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 （条文省略）</p> <p>第4条 （機関）</p> <p>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>（1）取締役会</p> <p>（2）監査役</p> <p>（3）監査役会</p> <p>（4）会計監査人</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 （現行どおり）</p> <p>第4条 （機関）</p> <p>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>（1）取締役会</p> <p>（2）<u>監査等委員会</u></p> <p>（<u>削除</u>）</p> <p>（3）<u>会計監査人</u></p>

現行定款	変更案
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
第6条 (条文省略)	第6条 (現行どおり)
第7条 (自己株式の取得) <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u>	(削除)
第8条～第11条 (条文省略)	第7条～第10条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条～第18条 (条文省略)	第11条～第17条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
第19条 (員数) 当社の取締役は、10名以内とする。	第18条 (員数) 当社の取締役(監査等委員である取締役は除く。)は、10名以内とする。
(新設)	<u>2 当社の監査等委員である取締役は、3名以内とする。</u>

現行定款	変更案
<p>第20条 (選任方法)</p> <p>取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>第21条 (任期)</p> <p>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 増員または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時</u>までとする。</p> <p>第22条～第23条 (条文省略)</p>	<p>第19条 (選任方法)</p> <p>取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>第20条 (任期)</p> <p>取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時</u>までとする。</p> <p>3 任期の満了前に退任した<u>監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時</u>までとする。</p> <p>第21条～第22条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>第24条 (取締役会の招集通知)</p> <p>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>第23条 (取締役会の招集通知)</p> <p>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条 (重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>第25条～第26条 (条文省略)</p>	<p>第25条～第26条 (現行どおり)</p>
<p>第27条 (議事録)</p> <p>取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役及び監査役は、これに記名押印または電子署名を行う。</p>	<p>第27条 (議事録)</p> <p>取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役は、これに記名押印または電子署名を行う。</p>

現行定款	変更案
第28条 (条文省略)	第28条 (現行どおり)
<p>第29条 (報酬等)</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第29条 (報酬等)</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p>
第30条 (条文省略)	第30条 (現行どおり)
第5章 <u>監査役及び監査役会</u>	(削除)
<p>第31条 <u>(員数)</u></p> <p><u>当会社の監査役は、3名以内とし、監査役は会計に関する事項並びに業務に関する事項について監査する権限を有する。</u></p>	(削除)
<p>第32条 <u>(選任方法)</u></p> <p><u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>2 監査役に選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
<p>第33条 (任期) <u>監査役に任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>3 <u>会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	(削除)
<p>第34条 (常勤監査役) <u>監査役会は、その決議によって、常勤監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p>第35条 (監査役会の招集) <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
<p>第36条 <u>（監査役会の決議の方法）</u></p> <p><u>監査役会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会の定める監査役会規定による。</u></p>	(削除)
<p>第37条 <u>（報酬等）</u></p> <p><u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p>第38条 <u>（監査役の責任免除）</u></p> <p><u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
(新設)	第5章 監査等委員会
(新設)	第31条 (監査等委員会の招集通知)
	<p>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
(新設)	第32条 (議事録)
	<p>監査等委員会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査等委員は、これに記名押印または電子署名を行う。</p>
(新設)	第33条 (監査等委員会規程)
	<p>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第39条～第40条 (条文省略)	第34条～第35条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>第7章 計算</p> <p>第41条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第42条 (剰余金の配当の基準日) 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。 (新設)</p> <p>第43条 (中間配当) 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。</p> <p>第44条 (条文省略)</p>	<p>第7章 計算</p> <p>第36条 (現行どおり)</p> <p>第37条 (剰余金の配当等の決定機関) 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>第38条 (剰余金の配当の基準日) 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。 3 前2項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(削除)</p> <p>第39条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
附則 (新設)	附則 第1条 (監査役の責任免除に関する経過措置) 当社は、第30回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（5名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名の選任をお願いしたいと存じます。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	わた なべ あき ひこ 渡 部 昭 彦 (1956年6月9日)	1979年4月 (株)日本長期信用銀行(現株)新生銀行) 入行 2000年6月 (株)日本興業銀行(現株)みずほ銀行) 入行 2002年10月 (株)セブン-イレブン・ジャパン 入社 2006年4月 楽天証券(株) 入社 2007年7月 ヒューマン・アソシエイツ(株)(現当社) 入社 2007年9月 同社 代表取締役社長就任 2008年6月 ヒューマン・フロンティア(株) 取締役就任(現任) 2009年7月 HAグループ(株)(現当社) 代表取締役社長就任 (現任) 2011年9月 AIMSインターナショナルジャパン(株) 代表取締 役就任(現任) 2013年5月 HAメディカル(株) 代表取締役就任 2013年5月 ヒューマン・アソシエイツ(株) 取締役就任 2015年4月 同社 代表取締役就任 2016年11月 Optia Partners(株) 取締役就任(現任) 2016年12月 (株)A・ヒューマン 取締役就任(現任) (重要な兼職の状況) AIMSインターナショナルジャパン(株) 代表取締役	446,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2	ふるや ゆういち ろう 古屋 雄一郎 (1981年1月9日)	2006年12月 あずさ監査法人（現有限責任 あずさ監査法人） 入所 2014年 3月 SBIジャパンネクスト証券(株) 入社 2015年 4月 同社 執行役員就任 2015年12月 当社 入社 2016年 9月 当社 執行役員就任 2017年 4月 AIMSインターナショナルジャパン(株) 取締役就 任（現任） 2017年 4月 (株)A・ヒューマン 取締役就任（現任） 2017年 4月 ヒューマン・フロンティア(株) 取締役就任（現任） 2017年 4月 Optia Partners(株) 取締役就任（現任） 2018年 1月 当社 取締役CFO就任（現任）	—
3	なか た よういち 中 田 陽 一 (1957年5月4日)	1981年 4月 (株)日本長期信用銀行（現(株)新生銀行） 入行 2006年 9月 (株)ブラックス・アンド・アソシエイツ 入社 2007年10月 NSフィナンシャルマネジメントコンサルティング 入社 2013年 7月 ヒューマン・フロンティア(株) 執行役員就任 2015年 4月 ヒューマン・フロンティア(株) 取締役就任 2018年 6月 ヒューマン・フロンティア(株) 代表取締役社長就 任（現任） (重要な兼職の状況) ヒューマン・フロンティア(株) 代表取締役社長	4,000株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
4	にしだただやす 西田 忠康 (1963年1月12日)	<p>1985年4月 日本電信電話(株) 入社</p> <p>1994年4月 学校法人西田学園 理事就任</p> <p>1995年4月 (株)トフルアカデミー (現(株)アプライド・コミュニケーション) 取締役就任</p> <p>1996年8月 (株)サイコム・インターナショナル (現サイコム・ブレインズ(株)) 代表取締役社長就任 (現任)</p> <p>1999年4月 (株)アプライド・コミュニケーション 代表取締役就任 (現任)</p> <p>2005年12月 (株)アメイジア 取締役就任</p> <p>2006年2月 (株)アメイジア 代表取締役就任</p> <p>2007年5月 CICOM BRAINS (Asia) Pte Ltd Managing Director就任 (現任)</p> <p>2009年9月 思康博企業管理諮詢 (上海) 有限公司 董事長就任 (現任)</p> <p>2014年10月 CICOM BRAINS UBCL CO.,LTD Director就任 (現任)</p> <p>2016年4月 学校法人西田学園 理事長就任 (現任)</p> <p>2018年9月 (株)ラーニングインパクト 取締役就任 (現任)</p> <p>2019年1月 日本MIT会 会長就任 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>サイコム・ブレインズ(株) 代表取締役社長 (株)アプライド・コミュニケーション 代表取締役 CICOM BRAINS (Asia) Pte Ltd Managing Director 思康博企業管理諮詢 (上海) 有限公司 董事長 CICOM BRAINS UBCL CO.,LTD Director</p>	-

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
5	<p style="text-align: center;">なか やま じゆん 中山 淳 (1968年8月14日)</p>	<p>1993年4月 大和証券(株) 入社 2000年10月 三和証券(株) (現三菱UFJモルガンスタンレー証券(株)) 入社 2006年2月 エヌ・アイ・エフSMBCベンチャーズ(株) (現大和企業投資(株)) 入社 2010年10月 アルメックスPE(株) 取締役就任 (現任) 2014年12月 当社 取締役就任 (現任) 2015年4月 (株)A・ヒューマン 取締役就任 2015年4月 ヒューマン・アソシエイツ(株) 取締役就任 2015年4月 AIMSインターナショナルジャパン(株) 取締役就任 2015年4月 ヒューマン・フロンティア(株) 取締役就任 2015年7月 大和証券(株) 転籍 (現任) 2015年7月 大和PIパートナーズ(株) 出向 (現任) 2019年4月 東京ケータリング(株) 取締役就任 (現任) 2019年4月 東京ケータリング・ホールディングス(株) 取締役就任 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 大和PIパートナーズ(株) プライベート・エクイティ部 副部長 アルメックスPE(株) 取締役 東京ケータリング(株) 取締役 東京ケータリング・ホールディングス(株) 取締役</p>	-

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
6	おおくぼ やすし 大久保 寧 (1951年11月23日)	1975年4月 (株)日本興業銀行(現(株)みずほ銀行) 入行 2003年3月 (株)みずほ銀行 執行役員就任 2004年4月 同行 常務執行役員就任 2007年4月 みずほ信託銀行(株) 代表取締役副社長就任 2011年11月 ヒューマン・アソシエイツ(株) 顧問就任 2012年8月 (株)クインビーガーデン 取締役就任(現任) 2012年12月 (株)TRPX 取締役就任 2013年8月 HAメディカル(株) 取締役就任 2014年4月 (株)トウチュウ 顧問就任(現任) 2015年2月 (株)山本製作所 取締役副社長就任 2015年4月 当社 監査役就任(現任) 2015年4月 ヒューマン・アソシエイツ(株) 監査役就任 2015年4月 AIMSインターナショナルジャパン(株) 監査役就任 2015年4月 HAメディカル(株) 監査役就任 2015年4月 (株)A・ヒューマン 監査役就任 2015年4月 ヒューマン・フロンティア(株) 監査役就任 2019年3月 (株)山本製作所 顧問就任(現任) (重要な兼職の状況) (株)クインビーガーデン 取締役 (株)トウチュウ 顧問 (株)山本製作所 顧問	-

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 中田陽一氏、西田忠康氏、及び大久保寧氏は、新任の取締役候補者であります。
3. 当社は、中山淳氏及び大久保寧氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額としております。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	かみ さわ ゆたか 神 沢 裕 (1956年7月16日)	1980年4月 (株)日本長期信用銀行(現(株)新生銀行) 入行 1998年12月 富士通(株) 入社 2000年5月 (株)新生銀行 入行 2004年9月 アドバンテッジインシュアランスサービス(株) 入社 2008年9月 ヒューマン・フロンティア(株) 入社 2008年10月 同社 取締役副社長就任 2009年10月 同社 代表取締役社長就任 2009年10月 HAグループ(株)(現当社) 取締役就任(現任)	220,000株
2	ほし ふみ お 星 文 雄 (1947年5月14日)	1973年4月 日本輸出入銀行 入行 2004年10月 (株)国際協力銀行 理事就任 2008年10月 (株)日本政策金融公庫 取締役就任 2011年6月 (株)日本政策金融公庫 代表取締役常務取締役就任 2012年4月 (株)国際協力銀行 代表取締役専務取締役就任 2014年4月 (株)三井住友銀行 顧問就任(現任) 2017年6月 当社 社外取締役就任(現任) 2018年1月 (株)SDGs 社外取締役就任(現任) 2018年11月 (株)サードウェーブ 社外取締役就任(現任) (重要な兼職の状況) (株)三井住友銀行 顧問 (株)SDGs 社外取締役 (株)サードウェーブ 社外取締役	—

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	平賀敏秋 (1973年12月19日)	1999年4月 弁護士登録(東京弁護士会) 2007年10月 北村・平賀法律事務所 パートナー就任(現任) 2009年3月 (株)MS&Consulting 社外監査役就任 2014年4月 ポラリス・キャピタル・グループ(株) 社外取締役 就任(現任) 2016年6月 日進工具(株) 社外取締役就任(現任) 2016年6月 当社 社外監査役就任(現任) (重要な兼職の状況) 北村・平賀法律事務所 パートナー ポラリス・キャピタル・グループ(株) 社外取締役 日進工具(株) 社外取締役	-

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 星文雄氏及び平賀敏秋氏は、社外取締役候補者であります。
3. (1) 星文雄氏を社外取締役候補者とした理由は、(株)国際協力銀行の代表取締役を務めた経歴を有する等、実業界における高い見識と豊富な経験を有しており、これらを活かし、経営全般について提言することにより、経営の透明性と健全性の維持向上及びコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただきたいためであります。なお、同氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本株主総会の終結の時をもって2年となります。
- (2) 平賀敏秋氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての豊富な経験や知識を当社の監査体制に活かしていただくことを期待したためであります。
4. 当社は、星文雄氏及び平賀敏秋氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額としております。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
- また、神沢裕氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。
5. 当社は星文雄氏及び平賀敏秋氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
まつ 村 やす 裕 (1957年2月1日)	1979年4月 (株)三菱銀行(現株三菱UFJ銀行) 入行 2002年9月 三菱証券(株)(現三菱UFJモルガンスタンレー証券(株)) 出向 2003年9月 同社 香港現地法人社長就任 2004年6月 同社 執行役員就任 2007年8月 同社 シンガポール現地法人社長就任 2008年6月 国際投信投資顧問(株)(現三菱UFJ国際投信(株)) 常務執行役員就任 2012年6月 同社 専務取締役就任 2014年12月 (株)アドバイザリー・カンパニー 顧問就任 2015年8月 ジェイ・アイ・ピーキャピタル(株) シニアパートナー就任	—

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 松村康裕氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
松村康裕氏を社外取締役候補者とした理由は、グローバル企業での豊富な経験や幅広い見識を有しておられ、経営の透明性と客観性向上についてご指導いただくためであります。
3. 当社は、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約(責任限定契約)を締結できる旨定款に規定しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額です。松村康裕氏が社外取締役に就任した場合には、当社は同氏との間で当該契約を締結する予定であります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、取締役の報酬等について、2005年6月30日開催の第16回定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額300百万円以内（内、社外取締役分は年額30百万円以内）とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

現在の取締役は5名（内、社外取締役1名）であります。第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は6名（内、社外取締役0名）となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額30百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつにご承認をお願いするものであります。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第8号議案 募集新株予約権の発行に関する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、募集新株予約権の発行を行うため、(i) 下記事項及び(ii) 募集新株予約権について下記に記載のない事項が取締役会決議により定められた場合、当該事項は取締役会の決議をもって変更することができることにつき、ご承認をお願いするものであります。なお、本議案に基づく新株予約権の発行は、サイコム・ブレインズ株式会社（東京都千代田区外神田一丁目18番13号）の発行済株式の全部を当社が取得することを条件として行うものであります。

記

1. 募集新株予約権の内容 : 以下の「新株予約権発行要領」に記載のとおり。
2. 募集新株予約権の数の上限 : 以下の「新株予約権発行要領」に記載のとおり。
3. 募集新株予約権の払込金額 : 募集新株予約権につき金銭の払込みは要しない。
4. 募集事項の決定 : 会社法第238条第1項に定める募集事項の決定については取締役会に委任するものとする。
5. 金銭の払込みを要しないで募集新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由 (有利発行の理由) : 以下の「新株予約権発行要領」に記載のとおり。

新株予約権発行要領

I 有利発行の理由

ヒューマン・アソシエイツ・ホールディングス株式会社（以下「当社」という。）の監査等委員でない取締役又は当社の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める当社の関係会社を意味し、以下単に「関係会社」という。）の取締役及び使用人の連結業績向上へのインセンティブを高めるとともに、株式価値の向上を目指した経営を一層推進することを目的とし、当社の取締役並びに子会社の取締役及び従業員に対して新株予約権を発行する。なお、ストックオプションの目的で発行することから、下記Ⅲに記載のとおり、新株予約権は無償で発行し、新株予約権の行使時に払込みをすべき金額は株式の時価を基準とした金額とする。以下、本議案に基づき発行される新株予約権を「本新株予約権」という。

II 割当対象者

本新株予約権の割当対象者は、当社の監査等委員でない取締役又は関係会社の取締役及び使用人とする。

Ⅲ 新株予約権の内容

1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又は算定方法

当社の普通株式70,000株を上限とする。但し、第2項の定めにより本新株予約権1個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の数

発行する新株予約権の数は70,000個を上限とする。本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

(1)当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(2)当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

(3)本項の定めに基づき本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後遅滞なく本新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）に対して、その旨並びにその事由、調整後の株式数及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。

3. 本新株予約権の払込金額

本新株予約権は無償で発行する。

4. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

1株につき、2019年6月の当社の定時株主総会当日又は本新株予約権の割当日における当社の株式の東京証券取引所の終値のいずれか高い額（終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値とし、1円未満の端数は切り上げる。以下「行使価額」という。）とし、本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権1個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。但し、行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがある。

(1)当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、第2項第(1)号の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2)当社が、(i)時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）、又は(ii)時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。）の発行又は処分（無償割当てによる場合を含む。）を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。

なお、本号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{調整後 行使価額} = \frac{\text{調整前 行使価額} \times \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}}{\text{時価}}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

- ①「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済普通株式総数（当社が保有するものを除く。）及び発行済の潜在株式等（当社が保有するものを除く。）の目的たる普通株式数を合計した数を意味するものとする（但し、当該調整事由による普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力が上記適用日の前日までに生じる場合、当該発行又は処分される普通株式及び当該発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数は算入しない。）。
 - ②当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。
 - ③当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。
- (3)本項第(2)号の(ii)に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。
- (4)当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。
- (5)当社が株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、当社が調整を行わない旨を決定した場合には、本項第(2)号に基づく調整は行われないものとする。

(6) 本項の定めに基づき行使価額の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後遅滞なく権利者に対して、その旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。

5. 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の割当日後2年を経過した日から2029年6月27日まで。但し、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。

6. 本新株予約権の行使の条件等

(1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について第7項各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

(2) 本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

(3) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

7. 当社が本新株予約権を取得することができる事由

当社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。当社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

(1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいづれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（当社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 当社の株主による株式等売渡請求（会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。）を当社が承認した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(4) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合（但し、定年退職による場合を除く。）、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 当社又は関係会社の取締役
- ② 当社又は関係会社の使用人
- ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は関係会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者

(5) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
- ② 権利者が当社又は関係会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は関係会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
- ③ 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は関係会社の信用を損ねた場合
- ④ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- ⑤ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
- ⑥ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
- ⑦ 権利者につき解散の決議が行われた場合
- ⑧ 権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
- ⑨ 権利者が本Ⅲの規定又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合

(6) 権利者が当社の取締役又は関係会社の取締役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 権利者が自己に適用される当社又は関係会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
- ② 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は関係会社に対する義務に違反した場合

(7) 当社の取締役会で本新株予約権を取得することが必要であると決議された場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

8. 行使手続

本新株予約権を行使する者は、当社の指定する請求書を当社に提出し、且つ行使価額の全額を支払わなければならない。

9. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

10. 新株予約権証券

本新株予約権の新株予約権証券は発行しない。

11. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

12. 組織再編行為の際の取扱い

当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、第1項に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、第4項で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
第5項に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第5項に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
- (7) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会（取締役会非設置会社の場合は株主総会）の承認を要するものとする。
- (8) 組織再編行為の際の取扱い
本項に準じて決定する。
13. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取り決め
本新株予約権の行使により権利者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
14. 権利者への適用関係等
権利者が個人の場合、本Ⅲの規定中、その性質上法人にのみ適用されるべき条項は、適用されないものとする。権利者が法人の場合、本Ⅲの規定中、その性質上個人にのみ適用されるべき条項は、適用されないものとする。

第9号議案 監査等委員でない取締役に対し報酬として新株予約権を付与する件

当社の業績や株価との連動性を強め、取締役が株価上昇のメリットのみならず株価下落のリスクまでも株主の皆様と共有することを目的に、金銭による取締役報酬等の額とは別枠にて、監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）に対して、職務執行の対価として、第8号議案に基づき発行する新株予約権を割り当てることをお願いするものであります。当該新株予約権のストックオプションとしての報酬額は、新株予約権1個あたりの公正価値に取締役に割り当てる新株予約権の予定数（10,000個）を乗じた金額を上限とし、この公正価値につきましては、新株予約権の公正価値の算定のために一般的に利用されている数式を用いて算定するものといたします。なお、当該新株予約権は、取締役の報酬としても相当と判断するものであります。

なお、本議案の対象となる新株予約権は、当社の子会社の取締役に對して、子会社における職務執行の対価として割り当てる予定であるところ、当該取締役は当社の監査等委員でない取締役に兼任するため、当社において報酬決議が必要と解される可能性もあることから、念のため本議案についてご承認をお願いするものであります。

また、各取締役への支給時期及び配分については、取締役会にご一任願いたいと存じます。なお、当社の監査等委員でない取締役は、「第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」を原案どおりご承認いただきますと、6名（内、社外取締役0名）となります。

以 上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

会場 東京都渋谷区渋谷一丁目9番8号
朝日生命宮益坂ビル5階
渋谷サンスカイルーム 会議室4A
電話 03-3406-2085



交通 / JR (山手線・埼京線・湘南新宿ライン)	渋谷駅 (宮益坂口)
東急東横線	渋谷駅
東急田園都市線	渋谷駅
京王井の頭線	渋谷駅
東京メトロ (銀座線・半蔵門線・副都心線)	渋谷駅

* 地下鉄連絡通路をご利用の場合は11番出入口が便利です。